

公募に関するQ&A

2026年度「グリーンイノベーション基金事業／「廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラル実現」プロジェクト」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 研究開発・社会実装計画	1-1	3.研究開発項目と社会実装に向けた支援	委託から補助への切り替えや、補助率の通減を想定している事業があるが、そのタイミングは提案者で決めてよいか。	「研究開発・社会実装計画」にて示している「委託・補助等の考え方」及び想定スケジュール等をご参照の上、タイミングを含めご提案ください。
2. 実施方針	2-1	8.(2)複数年度契約の実施	「計画に沿った節目の年数」とあるが、具体的にどのように考えればよいか。	「研究開発・社会実装計画」の「4.実施スケジュール」におけるステージゲートのタイミングが節目となりますが、具体的なスケジュールについては、「研究開発・社会実装計画」及び「公募要領」をご参照の上、ご提案ください。
	3-1	2.プロジェクト概要 (4) 実施スケジュール	ステージゲートを経て次の開発段階へ移行する際、ステージゲートの通過が決定される前から次の開発段階の発注を開始することは可能か。	発注行為は契約書・交付決定通知書に定める委託・補助期間内において実施計画書の内容に基づいて行っていただく必要があります。次の開発段階に関する契約・交付がなされていない時点での発注はできません。ただし、計画遂行に著しく影響を及ぼす等の特別な事情がある場合には個別にご相談ください。
	3-2	2.プロジェクト概要 (5) 予算	採択件数および金額の目安は決まっているか。	現時点で決めておらず、応募状況や内容を踏まえ、予算の範囲内で判断させていただきます。
	3-3	3.応募要件・実施要件	事業に途中から参画することは可能か。	社会実装までを見据えた事業であり、提案時においてしっかりと実施体制を構築して頂ければと存じます。その上で、事業開始後に実施主体として追加される場合には、公募等所定の手続きが必要となります。また、再委託先等の追加に当たっても、所定の手続きが必要になりますので、早めにご相談ください。
	3-4	4.応募方法	申請書類の提出については、幹事会社が各社書類をまとめてアップロードすれば、コンソーシアム構成各社からアップロードする必要はないと理解しているものの、申請書類のデータ容量が100MBを超過してしまう場合は各社個別に提出するのも可能か。	基本的には幹事企業よりコンソーシアム単位でまとめて提出頂ければと存じますが、ご事情がある場合には、NEDOにご相談のうえ、提案企業各社から個別に提出頂いても結構です。 なお、100MBという制限がございますので、事業戦略ビジョンで写真等を用いた際には、パワーポイントの「図の圧縮」から「図のトリミング部分を削除する」や「解像度」の調整を実施して頂きファイル容量を減らして頂ければと思います。
	3-5	4.応募方法	再委託先においても府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への事前登録が必要となるか。	e-Radへの登録は、幹事会社が代表して再委託先の分も含めてご登録ください。 なお、e-Radへの登録には際しては、研究代表者及び研究分担者ともに研究者番号が必要となります。まだe-Radに登録されていない研究機関に所属している研究者の新規登録に際しては、前もって所属研究機関の登録も必要となります。
	3-6	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、担当役員以上の参加がどうしても難しい場合、どうすればよいか。	まずは柔軟に日程調整をさせていただければと存じます。その上でどうしても難しい場合で、やむを得ず担当役員以上の参加が困難な場合に限り、担当役員以上から委任を受けた方の出席も可能です。
	3-7	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、大学や公的研究機関の場合も役員が同席する必要があるか。	大学や公的研究機関におかれては、役員以上の参加は必須ではありませんが、提案内容についてしっかり質疑応答できる方の参加をお願いいたします。
	3-8	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査時において別途資料をご提出頂く必要はなく、事業戦略ビジョンを用いてご説明頂ければと存じます。なお、適宜補足説明資料を用意頂いても結構です。
	3-9	5.採択先の選定 (2) 審査基準	「a.i. 研究開発計画について（技術面）」の審査基準の一つに「5.中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか」があるが、本事業へ提案するに当たって中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須か。	中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須ではありませんが、中小・ベンチャー企業が参画した効果的な実施体制になっている場合には採択審査の過程において考慮いたします。
	3-10	5.採択先の選定 (2) 審査基準	「a.iii. イノベーション推進体制について（経営面）」の審査基準の一つに「6.（★マークがある研究開発内容について、大学や研究機関等のみによる応募の場合）研究代表者やチームリーダー等中心的人物が、事業期間中に何らかの理由により事業への継続参加が困難となった場合に、当該者が所属する組織として当該事業を継続できる体制等を構築できているか。」があるが、具体的にどういった体制の構築を期待されているか。	当該事業を継続できるような組織的なバックアップ体制が構築されているかどうかを審査いたします。例えば、研究機関や大学内に設置されたセンター等と連携することで、仮に研究開発に中心的に取り組む者の参加が困難になった場合でも、当該組織から事業の継続に貢献できる人材の配置を受けられるようになっていることなどを記載ください。

3. 公募要領

3-11	5.採択先の選定 (4) プロジェクト開始までのスケジュール	費用計上はどのタイミングから可能か。	委託事業においては、NEDOが受理した実施計画書の提出日から最大2ヵ月前の日（実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。補助事業においては、費用計上は交付決定日以降となります。
3-12	5.採択先の選定 (5) プロジェクト開始後のスケジュール	ステージゲート開催の具体的な時期について、研究開発・社会実装計画に記載の年度に必ず従う必要があるのか。	研究開発・社会実装計画に記載のステージゲート開催時期はあくまで例示となります。研究開発・社会実装計画に記載されているとおり、研究開発目標の達成に向けては、様々なアプローチが考えられることから、具体的な達成方法・スケジュールは提案者の創意工夫に委ねることを原則としております。ただし、プロジェクト全体の提案等を踏まえて、効果的な事業実施の観点から、契約・交付の段階等においてステージゲート審査の有無や実施時期の調整をすることがあります。
3-13	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	ステージゲートの結果事業終了となった場合でも、インセンティブ措置を受けることは可能か。	ステージゲート審査時点において、全てのマイルストーンが達成していることを確認できた場合、一旦の区切りの目標を達成したと見なし、社会実装計画の妥当性が認められることを条件に、インセンティブ額を払うことは可能です。ただし、評価するためのマイルストーンが設定されていない場合は、インセンティブ額は支払われません。 ※ 解釈を明確化するため2025年10月に表現を修正。
3-14	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	インセンティブ制度の例示では10年後に支払われることになっているが、ステージゲートや委託から補助に支援内容が変わる場合、インセンティブの評価、支払いは行われないのか。	ステージゲートで契約が終了した場合は当該時点でインセンティブに係る処理を行います。なお、ステージゲートを通じ継続した場合は、その契約終了時点になります。また、委託から補助に変わる事業の場合においては、基本的には委託契約終了時点でインセンティブに係る処理を実施予定ですが、一方、委託契約終了時点の適切なマイルストーンが設定されていなかったり、全体の開発が完了していない状況で社会実装計画の判断が難しいなどの事情がある場合は、補助事業終了時点で併せて精算する場合があります。
3-15	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の対象になり得るのか。	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の適用対象外となります。
3-16	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②資産の取り扱い	委託事業から補助事業に移行するケースにおいて、委託事業で取得した資産を補助事業で活用することは可能か。また、その場合、NEDOへの納付が発生するのは、委託事業終了時と補助事業終了時のいずれか。	委託事業で取得した資産について、必要性が認められる場合、補助事業者への貸与契約を締結することにより、補助事業で活用頂くことが可能ですので、NEDO推進部担当者まで早めにご相談ください。（補助事業以外での使用は原則禁止です。ただしNEDOの承認があればNEDOの別事業で使用は可能）なお、補助事業終了時に有償譲渡となります。詳しくは委託業務事務処理マニュアルをご参照ください。
3-17	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②資産の取り扱い	委託事業において、事業終了後本事業で取得した財産は有償で譲渡を受けるとのことだが、以下の仮定の場合、その譲渡価格の算出に用いる取得価額はいくらになるのか。 ・最終年度に100万円の資産を購入 ・インセンティブ率10% ・目標達成度係数0.5	グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款第4条第6項及び第7項に基づき、以下の計算となります。 $100万円 - 100万円 \times 10\% \times (1 - 0.5) = 9.5万円$ なお、減価償却を考慮する場合は、「9.5万円」を取得価額とし業務委託契約約款第20条の2に基づき計算することになります。
3-18	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②資産の取り扱い	補助事業において、プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内に財産の所有権の移転を行うことは可能か。	プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内にコンソーシアムメンバー間で財産の所有権の移転を行うことは交付の目的内であれば可能です。なお、その際は、国庫納付を求めず再処分制限付きで承認することとなります。
3-19	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②資産の取り扱い	補助事業終了後に事業化を達成しつつも、カーボンニュートラルに向けて追加的な研究開発を継続するために財産（研究設備等）を使用する場合、例えば事業収益が発生していたとしても、交付の目的の範囲内ということで財産処分には該当せずNEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要という理解でよいのか。	ご理解の通りで、補助事業の終了後に、2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠な関連する研究開発を追加的に実施している限りにおいては、たとえ基金を活用して取得した財産を用いて事業収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。なお、事業収益が発生している場合、収益納付の対象となることがありますので、詳細は3-20を参照ください。

	3-20	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)③事業化状況報告書等の提出、収益納付	収益納付に関して、具体的な収益納付の条件はどうかに示されているのか。	収益納付につきましては、「グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程」に基づき、事業終了後の翌年度以降5年間、事業化状況報告書を提出頂き（下記リンク内様式第20）、収益納付額が生じている場合には納付頂くことになります。なお、収益納付額の計算式等につきましては、（様式第20）事業化状況報告書をご参照ください。 <グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程 様式> https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_gi.html
4. 別添1 事業戦略 ビジョン	4-1	全体	コンソーシアムの場合、事業戦略ビジョンはどのように作成すればよいか。	事業戦略ビジョン（別紙1含む）は事業者ごとに作成してください。なお、どの者が作成したものか分かるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載してください。 また、別紙1「積算用総括表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載してください。
	4-2	表紙	コンソーシアムの場合、提案者名と共同提案者名を記載する欄があるが、コンソーシアム全体を統括する幹事企業を決める必要があるか。	幹事企業を決めて頂きますようお願いいたします。
	4-3	1.事業戦略・事業計画	「(1) 産業構造変化に対する認識」及び「(2) 市場のセグメント・ターゲット」について、カーボンニュートラル全体を捉えた内容で作成していくものなのか、あるいは各公募における事業者の提案内容に関する分野に絞って作成するものなのか。	「(1)産業構造変化に対する認識」について、カーボンニュートラル全体を捉えた提案者の認識を示して頂き、その中における提案者の市場機会や経営ビジョン等が分かるよう記載してください。「(2)市場のセグメント・ターゲット」については、提案事業周辺の市場についてセグメント分析頂き、さらにその中で提案者のターゲットが分かるよう概要を記載してください。
	4-4	1.事業戦略・事業計画	「(7) 資金計画」について、委託事業の場合は、自己負担、自己資金の欄共に0と考えてよいか。	本事業における国による支援とは別に、社会実装に向け関連する研究開発等を別途実施する費用や設備投資等の費用について、自己負担として記載ください。
	4-5	1.事業戦略・事業計画	「(5) 事業計画の全体像」において記載する表について、2035年度の合計額は必須か。事業案によっては投資回収の途中段階となるため確認させていただきたい。	投資回収のタイミングに関わらず「2035年頃までの長期的な事業スケジュールの概要」を記載いただくことを想定しておりますが、必要に応じてスケジュールを投資回収年度まで延長して頂いても結構です。
	4-6	1.事業戦略・事業計画	「(7) 資金計画」において記載する表について、2035年度を最終年度とすべきか。もしくは、投資回収年度まで延長して記載すべきか。	当該ページは当該事業全体の資金需要に対する計画を記載いただくものであり、その趣旨に沿って最終年度は適宜延長いただいて結構です。
	4-7	2.研究開発計画	「(3) 実施スケジュール」について、研究開発内容ごとに金額を明示することになっているが、開発内容によっては、金額が分けられないものもあり、項目ごとに分けることは必須か。	按分等により可能な限り金額を分けて記載頂ければと存じますが、どうしても分けることが困難な場合にはその理由をご記載ください。
	4-8	全体	本提案内容は公開されるが、提案者側が希望しない場合は非公開にできる部分もあると認識している。公開必須な部分があれば教えていただきたい。	公開必須な部分というものをごちらで設定はしておりませんが、企業秘密に該当する事項等、非開示情報として認められるもの以外は公開となります。
	4-9	全体	大学や公的研究機関についても、事業戦略ビジョンの提出は必要か。	事業戦略ビジョンは、大学や公的研究機関を含むすべての実施主体が提出する必要がありますが、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項に記載しておりますとおり、大学や公的研究機関におかれては「2.研究開発計画」及び「4.その他（提案者情報）」のみを提出してください。
	4-10	4.その他	「4.その他」は実施主体ごとに提出すればよいか。	ご理解のとおりです。

	4-11	全体	「1.事業戦略・事業計画」は、①会社の全ての事業について記載、②本事業に関連する技術領域に係る全ての事業について記載、③本事業で開発する技術に係る事業についてのみ記載、のいずれか。	基本的には、③本事業で開発する技術を社会実装するために必要な事業戦略・事業計画を記載ください。なお、当該社会実装に向けて独自に実施する関連の研究開発計画等がある場合には併せて記載ください。 なお、「(5) 事業計画の全体像」において記載する表については、「売上高」は上記のとおり③本事業で開発する技術に係る事業について記載し、「会社全体の売上高研究開発費比率」における会社全体の売上高は①会社の全ての事業について記載ください。
5. グリーンイノベーション基金事業の基本方針	5-1	3.(5)実施主体	中小企業、ベンチャー企業の参加について、採択に関して、何か後押しすることはあるか。	基本方針において、「新たな産業を創出する役割等を担う中小企業やベンチャー企業の参画を促す観点から、採択審査においては、これらの企業との効果的な連携の有無についても考慮要因とする」とされており、中小・ベンチャー企業を巻き込む体制であれば、それに応じた評価が行われます。
	5-2	3.(5)実施主体	外国企業の参画は可能かどうか。	可能です。 ただし、外国企業の場合、グリーンイノベーション基金事業の基本方針や公募要領、特別約款等にて条件が定められておりますので、その点ご注意ください。 <グリーンイノベーション基金事業の基本方針> https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/202412.pdf 「3. (5) 実施主体」をご参照ください。 また、公募要領においても「3. 応募要件」が示されており、「ii」には上記の基本方針と同様の趣旨が記載されておりますので再度ご確認ください。
	5-3	3.(5)実施主体	技術研究組合として事業に応募をする場合、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となるのか。	①大学・研究機関等が主たる実施者となることが可能な研究開発項目（研究開発・社会実装計画において★マークがあるもの）に企業等とコンソーシアムを組んで応募する場合 ⇒大学・研究機関等と同様に、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象とはなりません。 ②上記★マークがある研究開発項目に単独応募する場合 ⇒大学・研究機関等の単独応募の場合と同様に、「4. 成果最大化に向けた仕組み」についても一部対象となります。具体的には、採択後に実施企業等と連携すること、毎年のWGにおいて取組状況の説明を行う対象になること、連携する企業等の取組が中止となった場合は応募した技術研究組合の取組も中止となること等が求められます。 ③上記★マークがある研究開発項目以外の項目に応募する場合 ⇒技術研究組合の性質に鑑みると、企業等と連携した上での応募（例えばコンソーシアムとして参画）が想定され、社会実装を担う主体の一部としての参画とみなされることから、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となります。
	5-4	5.(2)プロジェクトのモニタリング・評価と広報	基本方針の「プロジェクトのモニタリング・評価と広報」に記載がある「なお、部会やWG等の議論又は資料は、企業秘密等に該当する場合に一部非公開とできるが、一定期間後に、その内容は原則公開する」と記載されているが、企業秘密に該当する非公開部分については、一定期間後も非公開、の理解で正しいか。また、一定期間とはどのくらいを想定しているのか。	「一定期間」については、個々のプロジェクトにより進捗状況や競争環境等に相違があると考えられることから、一概に具体的な想定を申し上げることは難しいですが、原則的に、時間の経過に伴い企業秘密として非公開と扱う必要性が相当程度に低下したと考えられるような状況になったところで積極的に公表することを想定しております。
6.別紙1 積算用総括表	6-1	—	今回の基金事業は非常に長い期間であり、研究開発の状況によって、必要な機械装置が変わると思うが、こういった場合の必要経費、補助申請額はどこまで見積もりをとればよいか。	提案時点で想定できる見積もり・積算をお願いします。ステージゲート等のタイミングで修正して頂く事になります。